



# 新型コロナウイルス感染症対策 特別融資 あっせん

あっせん期間を延長しました（令和5年7月31日まで）

## あっせん期間

令和4年 令和5年  
4/1<sup>金</sup> - 7/31<sup>月</sup>

## あっせん金額

500万円以内

## 利率：無利子

区が利子の全額を負担

※ 区負担率1.75%  
ただし、セーフティーネット保証  
（1～4・6号）がついた場合、  
区負担率は1.55%となります。

## 対象条件：以下の条件を全て満たしている事業者

次に該当する事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により 最近1か月間の売上が前年同月比で10%以上減少していること
事業所の規模	資本金1千万円以下又は、従業員100人（小売業、卸売業、サービス業は30人）以下
事業所の所在地	法人 港区内に1年以上本店登記と本店での事業の実態があり、 かつ同一事業を1年以上営んでいる法人
	個人 港区内で1年以上、同一事業を営んでいること （事業主の住所が港区内に1年以上ある場合は、都内で同一の事業を1年以上営んでいること）
事業実態があること	次面、港区制度融資における事業実態の取り扱いについて をご参照ください。
対象業種	東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
その他	港区に納期の到来している特別区民税・都民税 （法人は、都税事務所に法人都民税と法人事業税）を完納していること

取扱金融機関

港区中小企業融資あっせん取扱金融機関

資金用途

運転

貸付期間

7年以内（据置1年を含む）

保証人

法人：保証協会の定めるところによる 個人：原則不要

担保

特別の場合を除き無担保

信用保証料

本融資に伴う信用保証料を区が全額補助（100円未満切り捨て）  
※融資実行後3か月以内に、区への補助金申請が必要です。

## お申込みに必要な書類

1 港区中小企業  
融資あっせん申込書

同じもの3通

2 港区中小企業  
融資のあっせん  
申込等に係る同意書

1通

※ 代表者の同意と実印の押印をいただきます

3 最新の確定申告書、  
決算書

※ 電子申告の場合は、法人：法人税の「メール詳細」、個人：所得税の「メール詳細」もご用意ください。  
※ 決算後、6ヶ月以上経過している場合はその後の試算表も必要となります

コピー（それぞれ全ページ）1式

4 最新の納税証明書（領収書では受付できません）  
法人：都税事務所発行の法人都民税と法人事業税の納税証明書  
個人：港区役所発行の特別区民税・都民税の納税証明書  
（港区民以外の方は、港区役所発行の特別区民税・都民税 事業所課税の納税証明書）  
※非課税の場合は、非課税証明書をご用意ください。

1通（コピー可）

5 法人のみ  
履歴事項全部証明書  
（登記簿謄本）

3ヶ月以内発行のもの  
1通（コピー可）

6 印鑑証明書  
法人：法務局に登録している印  
個人：市区町村に登録している印

1通（コピー可）

7 本店として1年以上の店舗、事務所等の実態が確認できる書類※賃貸借契約書等

1通（コピー可）

8 港区新型コロナウイルス  
感染症対策特別融資確認書  
（区所定様式）

1通

9 8 で確認する売上高の  
根拠となる試算表、  
売上元帳など

コピー1通

10 提出書類  
確認シート2

1通

必要書類のダウンロードや最新情報は、  
港区公式ホームページ  
「緊急支援融資・新型コロナウイルス感染症  
対策特別融資・セーフティネット保証(4号・5  
号)・危機関連保証の郵送申請について」  
(<https://www.city.minato.tokyo.jp/keisoudan/yusou.html>)をご確認ください。

※ 都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所で申請できるほか、郵送による申請も受け付けております。詳細は東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.jp/> をご確認ください

※ 4 個人：港区役所発行の特別区民税・都民税の納税証明書及び 6 個人：港区役所発行の印鑑証明書については事務手数料が無料になります。詳細は港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/shibamadochou/shingatakorona.html> をご確認ください

## 【重要】区内のコワーキングスペース等を事業所としている場合の注意事項

区は、スタートアップ支援をより強力に進めるため、下記要件を**全て**満たす区内のコワーキングスペース等を事業所としている事業者を、融資あっせんの対象としています。  
商工相談員との面談において契約書等を確認しますので、ご予約のうえご相談ください。

【要件】

- ・利用しているコワーキングスペース等が、事務所として常時使用できる
- ・利用しているコワーキングスペース等を本店として登記している法人  
又は開業届等でコワーキングスペース等を事務所として届け出ている個人